二　直接清算参加者の適格中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた適格中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、適格中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、適格中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの

三　資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第六項に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

第十四条に次の一号を加える。

三　第五章の三に定めるところにより算出した第二百四十八条の六各号に掲げるエクスポージャー（以下「中央清算機関関連エクスポージャー」という。）に係る信用リスク・アセットの額

2　標準的手法採用最終指定親会社が直接清算参加者として、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る商品先物取引法第二条第二十項に規定する商品清算取引その他間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る取次ぎ又はこれらに類する海外の取引（以下「清算取次ぎ等」という。）を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額について、第百十五条の二の規定により算出する場合には、前項第一号の合計額の算出に当たって、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額として、同条の規定により算出された信用リスク・アセットの額を用いるものとする。

第四十九条第四項中「第二項第一号に規定するα」を「α（第二項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）」に改め、同項に次の一号を加える。

五　αが三月に一度以上の頻度で更新されていること。また、ポートフォリオの構成に大きな変動がみられた場合には、その都度、当該変動を反映するための更新が行われていること。

第四十九条第五項中「に代えて、」を「の算出において、当該担保の効果を勘案した」に改め、「方法を使用する」を削り、同条に次の二項を加える。

12　標準的手法採用最終指定親会社は、次の各号に定める全ての条件を満たす場合に限り、派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができる。

一　当事者の一方に取引を終了させることができる事由（取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。第七十九条第一項第一号において同じ。）が生じた場合に、他方の当事者は、当該相対ネッティング契約下にある全ての取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができること。

二　当該相対ネッティング契約が、当該相対ネッティング契約に関係する全ての法令（外国の法令を含む。）に照らして有効であることを適切に確認していること。

三　当該相対ネッティング契約の効果を勘案した与信相当額が、通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

四　当該相対ネッティング契約に関する全ての文書が適切に保存されていること。

13　直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについては、第七項第一号の定めにかかわらず、同号に掲げるネッティング・セットのリスクのマージン期間を五営業日とすることができる。

第五十一条中「適合する」の下に「期待エクスポージャー計測モデルが当該承認に先立って一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスポージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれる」を加え、同条第四号中「される」を「されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備している」に改め、同条第六号中「モデル」の下に「（期待エクスポージャーを計測するためのシステムを含む。次号において同じ。）」を加え、同条第七号中「手続」の下に「（期待エクスポージャー計測モデルの評価の基準及び当該基準に抵触した場合の対応策を含む。）」を加え、同条第九号中「予想され」の下に「、かつ、ネッティング・セットに含まれる全ての取引の契約期間にわたって、期待エクスポージャーが計測され」を加え、同条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案している場合には、第四十九条第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

第六十五条第四号ロ中「第七十条」を「次号及び第七十条」に、「又は4―3」を「、4―3又は6―3（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）」に改め、同号ハ中「第七十条」を「次号及び第七十条」に改め、「5―3」の下に「又は7―3（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）」を加える。

第六十六条中「なっているもの」の下に「（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）」を加える。

第七十条第一項第一号を次のように改める。

一　適格金融資産担保が債券である場合　適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等	残存期間	ボラティリティ調整率		
		特定の発行体の場合（パーセント）	特定の発行体以外の発行体であって証券化エクスポージャーの場合（パーセント）	証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
信用リスク区分が1―1、1―2、1―3、1―4、1―5、1―6、1―7若しくは1―8の場合又は第六十五条第三号に該当する場合	一年以下	〇・五	一	二
	一年超五年以下	二	四	八
	五年超	四	八	十六
信用リスク区分が1―1、2―1、2―2、2―3、2―4、3―1、3―2、3―3、3―4、3―5、3―6、3―7、4―3、5―2、5―3、6―2、6―3、7―2若しくは7―3の場合又は第六十五条第五号の条件を満たす場合	一年以下	一	二	四
	一年超五年以下	三	六	十二
	五年超	六	十二	二十四
信用リスク区分が1―4又は2―3の場合	全ての期間	十五	一	一

（注）　特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう。以下この節において同じ。）、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。